地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン【概要】

少子化による部員数低下

教職員の業務負担

超過勤務時間45時間以上の割合=中学校69.5%、義務教育学校74.7%(令和4年10月19日 教職員課)

5年毎に約5%ずつ年少人口低下

1 学校部活動

- ・地域や学校の実情に応じた適正な数の部活動を設置。
- ・顧問は**必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえた運用。 (認識の共通理解,部活動指導員・外部指導者の活用,勤務時間管理等)
- ・活動は平日を基本とし、長くとも1日2時間程度。週末等に活動する場合は長くとも 1日3時間程度。週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日以上、週末1日以上)。
- ・合同部活動や、他校種、地域団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した活動推進。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

「誰でも(年代や立場を問わず) やりたい(関わり方に関わらず) スポーツ・文化芸術活動が(目的や志向に応じて) できる(選び実践する)」環境

→ 令和5年度各市町村1部活動,令和6年度各学校1部活動,令和7年度各学校複数の 地域移行を目指し支援(令和7年度末までに全部活動地域移行完了の推進計画を示す)

2 地域クラブ活動

令和5年3月 千葉県

- ・学校を含めた地域全体のより良い活動環境整備。
- ・地域スポーツや文化芸術,教育関連部署や学校,保護者等の関係者からなる**協議会**等の体制整備。
- ・多様なニーズを踏まえ、運営団体・実施主体を整備。
- ・競技志向の団体を含め、活動は長くとも平日2時間程度、休日は3時間程度。週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日以上、週末1日以上)。
- ・指導者確保と,指導者の質の向上。 (人材バンク,**希望する**教師等の円滑な**兼職兼業**,資格)
- ・管理責**任の主体の明確化**と,望ましい**保険の選定**。
- · 学校を含めた公共施設の円滑な利用。
- ・会費の低廉化、困窮世帯への支援等。
- ・改革推進期間(令和 5 ~ 7 年度 スポーツ庁 文化庁)後も休日部活動を実施する場合,部活動指導員による運用とし,できるだけ早期に地域へ移行。
- ・協議会の機能を活かし、平日(部活動)と休日(地域クラブ活動)の緊密な連携体制を構築する。
- ・活動時間及び適切な休養日の設定は、活動ごとではなく、**参加生徒の週当たりの活動を総括して**遵守できるよう、連携に努める。
- ・活動方針や協議会の検討状況等、随時ホームページ等で公開するなど、説明を丁寧に行いながら推進する。
- ・平日はできるところから取り組み、地域によっては平日から先に取り組む等、当該地域にふさわしい方針を決定する。

4 大会等への参加

- ・生徒が参加する大会の全体像を把握、過度な負担にならないよう配慮。
- ・多様なニーズに応じた大会の在り方を検討。
- ・大会運営スタッフの確保と、大会運営へ従事する立場の整理。

5 安全に配慮した体制整備

- ・AEDの使用が容易であり、施設の状態に関する**引継ぎ**ができる環境。
- ・事故や自然災害に対応した危機管理マニュアル,連絡体制等の共有。
- ・熱中症に関連する情報の共有と、連携、対応の在り方。